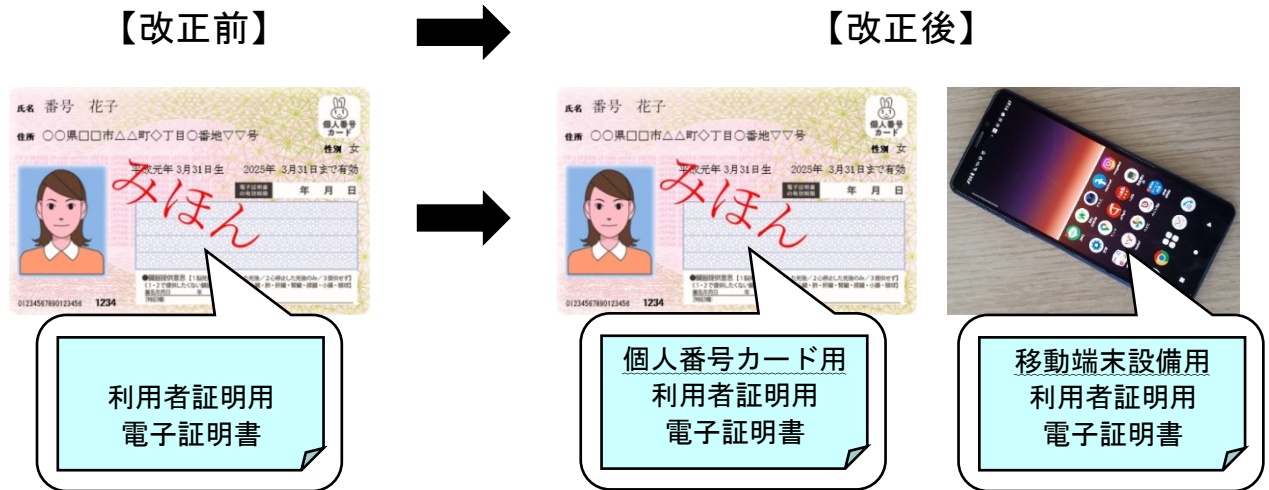


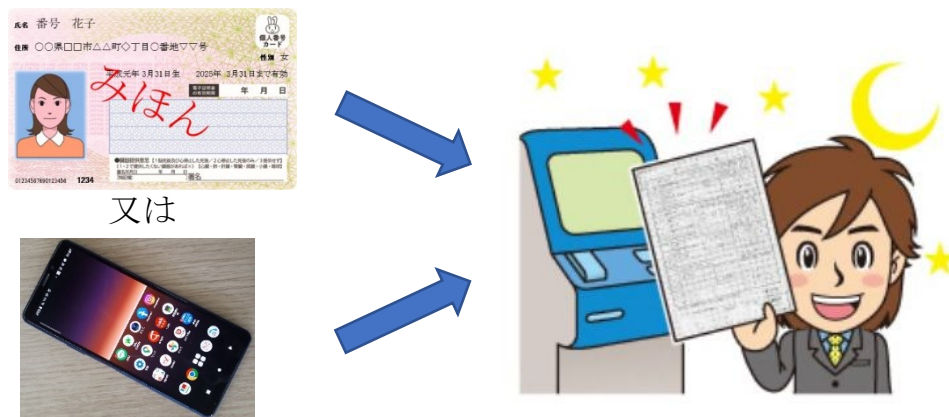
舞鶴市印鑑条例の一部改正

1 改正の背景

◎電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
一部改正（令和 5 年 5 月 11 日施行）



◎令和 5 年中に、スマホでも印鑑登録証明書が取得できるようになる



2 印鑑条例の改正が必要な理由

印鑑登録証明書には、印鑑登録証を提示して請求するという特別な取扱方法があり、その例外として、個人番号カード（利用者証明用電子証明書付き）を利用して利用者操作端末機又は多機能端末機から請求することができるものとしている。そうした手続き方法を印鑑条例に規定しているため。

3 スマホ用電子証明書搭載サービスとは

(1) 開始日

令和5年5月11日

(2) サービスの内容

マイナンバーカードのICチップに搭載されている署名用電子証明書を使い、自身のスマホにスマホ用電子証明書を搭載することができる。

(3) サービスの効果

カードの電子証明書を使わなければできなかつたサービスが、カードを持ち歩く、又は取り出さすことをしなくても、スマホだけで利用できるようになる。

(4) 利用できるサービスの例

① マイナポータルの利用 (5月11日から)

子育て支援の申請、薬剤・健診情報の閲覧、母子健康手帳の閲覧、予防接種通知の受取り

② マイナポータルの利用 (今後順次対応予定)

引越しワンストップサービスの利用 (R5.7頃)、確定申告 (R6年度から)

③ 各種民間オンラインサービスの申込・利用 (今後順次対応予定)

銀行・証券口座開設、携帯電話の契約、キャッシュレス決済申込

④ コンビニ交付サービスの利用 (R5年中)

⑤ 健康保険証としての利用 (R6年度対応予定)

(5) スマホ用電子証明書の取得方法

自分でスマホにマイナポータルアプリをダウンロードし、起動して画面の指示に従って申込む。(マイナンバーカードの署名用電子証明書を使用)

(6) スマホ用電子証明書を取得できる条件

- ① マイナンバーカード (署名用電子証明書付き) を持っていること。
- ② Android のスマホを持っていること。(iPhone は未対応)
- ③ マイナンバーカード読取りに対応したスマホを持っていること。

スマホ用電子証明書搭載サービスに関する相談窓口
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178